

水先法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ ○	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（抄）	.....	1
	水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）（抄）	.....	1

○水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（抄）

（水先人の免許）

第四条 水先人にならうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

2 水先人の免許は、水先区ごとに、かつ、次に掲げる資格別に与える。

一 一級水先人

二 二級水先人

三 三級水先人

3 前項各号に掲げる資格を有する者が水先業務を行うことのできる船舶は、次の表の上欄に掲げる資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる船舶とする。

一 一級水先人	すべての船舶
二 二級水先人	総トン数五万トン（積載物の種類その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶については、総トン数二万トン）を下らない範囲内において政令で定める総トン数を超えない船舶
三 三級水先人	総トン数二万トンを下らない範囲内において政令で定める総トン数を超えない船舶（前号の政令で定める船舶を除く。）

（水先区）

第三十三条 水先区の名称及び区域は、政令で定める。

○水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）（抄）

（水先業務を行うことのできる船舶の範囲）

第一条 水先法（以下「法」という。）第四条第三項の表の第二号の下欄に規定する政令で定める船舶は、危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶をいう。以下同じ。）とし、同欄に規定する政令で定める総トン数は、五万トン（危険物積載船にあつては、二万トン）とする。

2 法第四条第三項の表の第三号の下欄に規定する政令で定める総トン数は、二万トンとする。

(水先区の名称及び区域)  
 第三条 法第三十三条の水先区の名称及び区域は、別表第一のとおりとする。  
 別表第一(第三条関係)

水先区の名称	区域
釧路水先区	釧路港の区域
苫小牧水先区	苫小牧港の区域
室蘭水先区	室蘭港の区域及び室蘭港南外防波堤灯台(北緯四十二度二十分五十六秒東経百四十度五十四分五十八秒)を中心とする半径三千メートルの円内の海面
函館水先区	北海道大鼻岬から葛登支岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小樽水先区	小樽港の区域
留萌水先区	留萌港の区域
八戸水先区	青森県日出岩(北緯四十度三十二分四十六秒東経百四十一度三十三分五十九秒)から百八十度に引いた線、同地点から零度三千五百メートルの地点まで引いた線、同地点と日出岩から三百十二度七千六百六十メートルの地点とを結んだ線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八戸港の区域に属する河川水面
釜石水先区	釜石港の区域
仙台湾水先区	宮城県尾崎と唐戸島南端から二百九度九千二百メートルの地点とを結んだ線、同地点から二百七十七度に引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面並びに石巻港の区域に属する河川水面
秋田船川水先区	秋田船川港の区域

酒田水先区	酒田港の区域
小名浜水先区	福島県三崎（北緯三十六度五十六分二秒東経百四十度五十五分十四秒）から二百二十八度五千メートルの地点まで引いた線、同地点から三百十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鹿島水先区	鹿島港北防波堤基点から二百度九百九十メートルの地点を中心とする半径一万三千メートルの円内の海面
東京湾水先区	千葉県明鐘岬（北緯三十五度九分十七秒東経百三十九度四十九分三秒）から三百四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京浜港の区域に属する河川水面及び運河水面
新潟水先区	新潟港の区域
伏木水先区	富山県阿尾鼻から魚津港北区北防波堤灯台（北緯三十六度四十九分十四秒東経百三十七度二十三分二十九秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、伏木富山港の区域に属する河川水面並びに放生津潟水面
七尾水先区	石川県観音埼から能登島松鼻まで引いた線、同島屏風埼南端から石崎屏風北西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
田子の浦水先区	田子の浦港の区域
清水水先区	静岡県興津川口右岸突端から百七十度四千米メートルの地点まで引いた線、同地点から清水灯台（北緯三十五度三十八秒東経百三十八度三十一分五十秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに清水港の区域に属する河川水面
伊勢三河水先区	石鏡灯台（北緯三十四度二十六分四十秒東経百三十六度五十五分二十五秒）から九十度二万四百五十五メートルの地点まで引いた線、同地点から大山三角点（北緯三十四度三十六分七秒東経百三十七度八分四十七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに衣浦港、名古屋港及び四日市港の区域

	<p>に属する河川水面及び運河水面</p>
<p>尾鷲水先区</p>	<p>三重県猪ノ鼻（北緯三十四度五分十四秒東経百三十六度十四分十二秒）、尾輪崎、尾南曾鼻及び沢崎を順次に結んだ線、沢崎から二百度三千メートルの地点まで引いた線、同地点からモト鼻まで引いた線並びに尾鷲港の区域を囲む陸岸により囲まれた海面</p>
<p>舞鶴水先区</p>	<p>舞鶴港の区域</p>
<p>和歌山下津水先区</p>	<p>和歌山下津港の区域</p>
<p>大阪湾水先区</p>	<p>兵庫県堺川口左岸突端から百八十度六千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県鶴崎まで引いた線、同地点から同県潮崎までの陸岸、同地点から同県沼島三ヶ崎まで引いた線、同地点から九十度一万八千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から和歌山県田倉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに阪南港及び阪神港の区域に属する河川水面及び運河水面</p>
<p>内海水先区</p>	<p>兵庫県堺川口左岸突端、神戸第一南防波堤灯台（北緯三十四度三十九分五秒東経百三十五度十二分十六秒）、神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分四秒東経百三十五度十五分十二秒）、西宮防波堤東灯台（北緯三十四度四十分二十一秒東経百三十五度二十一分三十五秒）、大阪南港南防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十二秒東経百三十五度二十三分二十二秒）、阪南港岸和田新東防波堤灯台（北緯三十四度二十九分二十四秒東経百三十五度二十二分十一秒）から四十五度二千七十七メートルの地点から三百十度三千メートルの地点、同県堺川口左岸突端から百八十度八千メートルの地点及び同県鶴崎を順次に結んだ線、同県潮崎から徳島県大磯崎まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県高島北西端を経て関崎まで引いた線、福岡県部埼から三百十度二千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から満珠島灯台（北緯三十三度五十九分四十一秒東経百三十一度一分三十六秒）まで引いた線、同灯台から六十二度三十分引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに水島港の区域に属する河川水面</p>
<p>境水先区</p>	<p>境港の区域</p>
<p>関門水先区</p>	<p>山口県網代鼻から福岡県妙見崎まで引いた線、同県部埼から百五十五度五千メートルの地点まで引い</p>

	<p>た線、同地点から二十四度十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関門港の区域に属する河川水面（相割川水面を除く。）</p>
<p>小松島水先区</p>	<p>和田ノ鼻灯台（北緯三十四度三十四秒東経百三十四度三十八分七秒）から二百十二度三十分八十一メートルの地点から徳島県大崎北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに神田瀬川千歳橋及び立江川鷺橋各下流の河川水面</p>
<p>博多水先区</p>	<p>博多港の区域</p>
<p>佐世保水先区</p>	<p>長崎県七郎鼻、面高白瀬灯台（北緯三十三度五分三十二秒東経百二十九度三十七分三十八秒）及び番所鼻を順次に結んだ線、猪ノ首鼻から口木崎まで引いた線、フル崎から針尾島三ツ岳山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>
<p>長崎水先区</p>	<p>長崎県端崎から伊王島北端まで引いた線、沖之島南端から香焼島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長崎港の区域に属する河川水面</p>
<p>島原海湾水先区</p>	<p>長崎県国埼から熊本県天草下島四季咲岬まで引いた線、同県天草上島江浦須森南端から二百七十一度に引いた線、同島下大戸ノ鼻から千束蔵々島上大戸ノ鼻まで引いた線、戸馳島灯台（北緯三十二度三十四分三十四秒東経百三十度二十九分十九秒）から二百十度に引いた線、黒埼から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>
<p>細島水先区</p>	<p>宮崎県倉戸鼻、乙島三角点（北緯三十二度二十七分五十五秒東経百三十一度四十分六秒）及び鍋崎灯台（北緯三十二度二十八分十一秒東経百三十一度四十一分四十四秒）を順次に結んだ線、同灯台から百七十度四千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から松ヶ鼻まで引いた線並びに細島港の区域を囲む陸岸により囲まれた海面</p>
<p>鹿児島水先区</p>	<p>平川三角点（北緯三十一度二十七分四十二秒東経百三十度三十分三十一秒）から百四十七度千七百メートルの地点から九十度千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から沖小島三角点（北緯三十一度三十二分三十九秒東経百三十度三十六分五十五秒）まで引いた線、同三角点から鹿児島県桜島燃埼まで引いた線、同島藤野埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鹿児島港の</p>

備考 この表における港の区域は、港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の定めるところによる。

那覇水先区	那覇港の区域
	区域に属する河川水面